

富士市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

平成12年3月24日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。

- (1) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (2) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (3) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人
- (4) 民事保全法（平成元年法律第91号）第23条第2項の規定に基づく仮処分により選任された代表者の職務代行者

(登録の申請)

第3条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑及び次項に規定する個人印鑑の印鑑登録証明書を添えて、書面により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請書に押印する印鑑は、富士市印鑑条例（昭和50年富士市条例第1号）の規定に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。

(登録申請の確認)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認して、認可地縁団体印鑑登録原票に登録するものとする。

2 前項の規定による確認は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑の印鑑登録証明書の記載事項及び印影を照合することにより行うものとする。

（登録印鑑）

第5条 本市に登録することができる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、これを登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

（登録事項）

第6条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 代表者等に係る第2条に規定する登録資格の区分
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所
- (11) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（認可地縁団体印鑑登録証明書の申請及び交付）

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）が認可地縁団体印鑑の登録の証明を受けようとするときは、書面により登録されている認可地縁団体印鑑を押印して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書と認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項を照合するものとし、当該申請が適正であると認めるときは、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録証明書）

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、次に掲げる事項について認可地縁団体印鑑登録原票の写しを作成し、これを市長が証明するものとする。

- （1） 印影
- （2） 認可地縁団体の名称
- （3） 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- （4） 代表者等に係る第2条に規定する登録資格の区分
- （5） 代表者等の氏名
- （6） 代表者等の生年月日

（認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請）

第9条 印鑑登録者は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録されている認可地縁団体印鑑を押印した書面により市長に申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録されている認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止について個人印鑑を押印した書面により市長に申請しなければならない。

（登録事項の修正）

第10条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）があることを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録の抹消）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 印鑑登録者の登録資格に変更が生じたとき。
- (2) 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 第9条の規定による申請を受理したとき。
- (4) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により認可地縁団体印鑑として登録することが適当でないと認められるとき。
- (5) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。

2 市長は、前項第4号又は第5号に該当する事由により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、その旨を書面により当該印鑑登録者に通知するものとする。

(代理人による申請)

第12条 省令第19条第1項の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と、第9条中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を一般の閲覧に供してはならない。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(富士市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定による処分については、富士市行政手続条例（平成10年富士市条例第3号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、富士市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則（平成6年富士市規則第39号。以下「旧規則」という。）の規定により登録を受けている印鑑は、この条例の相当の規定により登録を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、旧規則の規定により市長に対してされた申請は、この条例の相当の規定に基づく申請とみなす。
- 4 この条例の施行の際、旧規則の規定により交付された証明及び通知は、この条例の相当の規定による証明及び通知とみなす。